

航空自衛隊御前崎分屯基地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県御前崎市	御前崎二千八百二十五番地一
対象防衛関係施設の区域	静岡県御前崎市	御前崎（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御前崎市	御前崎、白羽及び港（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	一に掲げる点と二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十四度三十六分四十六秒、東経百三十八度十三分十一秒の点 二 北緯三十四度三十六分三十五秒、東経百三十八度十三分二十五秒の点
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び三に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	三 北緯三十四度三十五分四十四秒、東経百三十八度十三分四十二秒の点 四 北緯三十四度三十五分二十六秒、東経百三十八度十三分七秒の点 五 北緯三十四度三十五分二十七秒、東経百三十八度十二分三十五秒の点 六 北緯三十四度三十五分四十三秒、東経百三十八度十二分八秒の点 七 北緯三十四度三十六分三秒、東経百三十八度十二分八秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

航空自衛隊御前崎分屯基地周辺地域 (静岡県御前崎市御前崎2825番地1)

